

令和7年第3回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

- 1 日 時 令和7年3月26日（水）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和7年第3回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員17名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和7年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 1 | 中田 久志 | ○ |
| 2 | 井口 栄市 | ○ |
| 3 | 東 穂 | ○ |
| 4 | 東中 守 | ○ |
| 5 | 新田 涼子 | ○ |
| 6 | 山口 範子 | ○ |
| 7 | 二口 和忠 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 8 | 福井 伸一 | ○ |
| 9 | 田辺 善郎 | ○ |
| 10 | 松平 裕喜 | × |
| 11 | 庄田 純一 | ○ |
| 12 | 下村 繁之 | ○ |
| 13 | 五坊 隆一 | ○ |
| 14 | 山川 叔枝 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 15 | 奥村 明義 | ○ |
| 16 | 北本 久一 | ○ |
| 17 | 鮎岡 裕 | ○ |
| 18 | 小林 博紀 | × |
| 19 | 川端 満 | ○ |

出席 17 名

欠席 2 名

計 17 名

農地利用最適化推進委員

| | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 1 | 山下 一 | ○ |
| 2 | 高村 雅一 | ○ |
| 3 | 山岸 良一 | ○ |
| 14 | 堀越 一彦 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 5 | 北山 新一 | ○ |
| 6 | 山村 哲夫 | ○ |
| 7 | 中村 義昭 | ○ |
| 8 | 菊知 亮 | ○ |

| | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|
| 9 | 吉本 尚紀 | ○ |

出席 9 名

欠席 名

計 9 名

農業委員会事務局

| | 氏名・役職 |
|---|---------|
| 1 | 長田事務局長 |
| 2 | 山口事務局次長 |

| | 氏名・役職 |
|---|-------|
| 3 | 山主任主事 |

| | 氏名・役職 |
|--|-------|
| | |
| | |

別紙

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、令和7年第3回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p> |
| | (憲章の唱和) |
| 事務局長 | <p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | (会長挨拶) |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、高村委員と、山岸委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p> |
| | (異議なしの声) |

| | |
|-------|--|
| 会長 | ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。 |
| 川端副会長 | 円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第1回及び第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | 令和7年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第5条許可申請3件のうち、番号1、2については、1月28日付けで知事あてに送付し、2月20日付けで許可書が交付されております。 番号3については、1月28日付けで知事あてに送付し、3月25日付けで許可書が交付されております。 続いて、令和7年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請8件については、2月26日付けで許可書を交付しております。 農地法第5条許可申請2件については、2月26日付けで知事あてに送付し、3月21日付けで許可書が交付されております。 非農地証明願1件については、2月26日付けで証明書を交付しております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、3月3日付けで公告しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、2月26日付けで金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、3月下旬の予定です。 |

| | |
|-------|--|
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> <hr/> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> <hr/> |
| 事務局 | <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから4ページです。</p> <p>今回、栗五地区、鴻津地区、弓取地区、小坂地区、浅川地区、河北潟地区、二塚地区から各1件、花園地区、三谷地区から各2件、合計11件の申請がありました。</p> <p>番号1は、五郎島町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号2は、大河端町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は、磯部町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。なお、借受人は金沢農業大学校の修了生です。</p> <p>番号4は、東長江町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。なお、借受人は金沢農業大学校の修了生です。</p> <p>番号5は、銚子町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号6及び番号7は、今町及び月影町の案件で、菊・ケイ・トウ等の栽培を目的として新規に就農を開始するため、賃借権及び使用賃借権を設定するものです。なお、借受人は金沢農業大学校の在学生です。</p> <p>番号8は、湖南町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <hr/> |

| | |
|-------|--|
| | <p>なお番号 8 に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、川端委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、後日総会で報告いたします。</p> <p>番号 9 及び番号 10 は、牧山町及び北方町の案件で、ねぎ・なすの栽培を目的として新規に就農を開始するため、賃借権及び使用貸借権を設定するものです。なお、借受人は金沢農業大学校の修了生です。</p> <p>番号 11 は、二ツ寺町の案件で、生前贈与のため所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畠であり、譲受人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、11 件で、面積は合計 32,520 m²です。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。 |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | ご異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の |

| | |
|-----|--|
| | <p>規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、小坂地区から1件、大場地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、福久町の案件で、資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考えます。なお、現地はすでに資材置場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>番号2は、大場町の案件で、店舗への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、既存敷地の拡張であることから許可相当であると考えます。なお、現地はすでに倉庫として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、2件で、面積は合計57.98m²です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、花園地区から1件の申請がありました。二日市町の案件で、分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に花園小学校と花園八幡公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>以上、1件で、面積は合計 260 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、吉本委員から調査結果をご報告願います。</p> |
| 吉本委員 | <p>3月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います</p> |
| 事務局 | <p>地区担当委員の鮎岡委員、吉本委員、奥村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p> |
| 川端副会長 | <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページです。</p> <p>今回、額地区から1件、三谷地区から1件の申請がありました。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>番号1は三十苅町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があつたものです。</p> <p>現況については、3月6日、山岸委員に申請のとおり山林であることを確認いただいています。</p> <p>番号2は東原町の案件で、農地転用許可を要しない2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用し、既に農地ではない土地について申請があつたものです。</p> <p>以上、2件で、面積は814m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページから11ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>川北地区から 2 件、浅川地区から 1 件、大徳地区から 1 件、合計 4 件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が 10 年の新規設定の申し出について、賃借権の設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 2 件ありました。</p> <p>契約期間が 5 年 9 か月の新規設定の申し出について、賃借権の設定が 1 件ありました。</p> <p>以上、4 件で、面積は合計 29,245 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 2 につきましては借受人が、下村委員が代表理事である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 2 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第 5 号のうち、番号 2 の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、下村委員にご着席していただくこととし</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>ます。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号2の借受人以外について、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号2の借受人以外については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、番号2の借受人以外については、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は12ページから22ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が9件で、面積は合計2,571m²、第5条が26件で、面積は合計16,998m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |

| | |
|-------|---|
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は23ページです。</p> <p>届出件数は2件、解約理由は売買及び契約内容の見直しのためで、面積は6,767m²です。</p> |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は24ページから26ページです。</p> <p>届出件数は3件で、面積は合計7,648m²、取得事由はいずれも相続で、番号2, 3については、あっせんの希望がありましたので、地区担当委員の中田委員があっせん可能な農地であるか、現況確認を行っています。</p> |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | <p>報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は27ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は178m²です。2アール未満の農</p> |

| | |
|-------|--|
| | 地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくもので、すでに農作業倉庫が設置されている農地に関して届出があったものです。 |
| 川端副会長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | 質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。 |
| 会長 | 川端副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料に基づき、内容説明) |
| 会長 | ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 会長 | それでは最後に、3月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。 |
| 各委員 | (各委員から報告) |
| 会長 | ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 会長 | ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。 |
| 事務局長 | 井口会長、ありがとうございました。 本日は、この後、15時45分より、令和7年度金沢市農林 |

| | |
|-------|---|
| | 水産局重点施策についてご説明いただくこととしております。 |
| | 【休憩】 |
| 事務局長 | それでは、令和7年度金沢市農林水産局重点施策について、ご説明いただきます。 |
| | (紙谷農林水産局長挨拶) (各課所長説明) (質疑応答) |
| 事務局長 | ありがとうございました。 それでは、ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介いたします。 (人事異動の紹介) (農林水産局幹部退出) |
| 事務局長 | それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。 |
| 二口副会長 | (副会長挨拶) |
| 事務局長 | 二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。 |